

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(規則別表第三(六)、(十一)、(十四)、(十五)の財産の例示)</p> <p>6の2-2</p> <p>(1) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(六) 有価証券」に該当する。</p> <p>イ 質権又は譲渡担保の対象となっている有価証券</p> <p>ロ 規則第12条第2項に規定する「株式に関する権利(株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。)」のうち新株予約権</p> <p>(注) 規則第12条第2項括弧書に規定する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」のうちその年の12月31日が権利行使可能期間内に存しないものについては、財産債務調書への記載を要しないことに留意する。</p> <p>また、「その他これに類する権利」には、株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、株式無償交付期待権が含まれる。</p> <p>(2) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十一) 未収入金(受取手形を含む。)」に該当する。</p> <p>イ 売掛金</p> <p>ロ その年の12月31日において既に弁済期が到来しているもので、同日においてまだ収入していないもの(未収法定果実、保険金、退職手当金等)</p> <p>(3) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十四) (四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産」に該当する。</p> <p>イ 所得税法施行令第3条《棚卸資産の範囲》に掲げる財産</p> <p>ロ 家財(規則別表第三に規定する「(十二) 書画骨とう及び美術工芸品」及び「(十三) 貴金属類」を除く。)</p> <p>(注) 貴金属類のうち、いわゆる装身具として用いられるものは、その用途が事業用であるものを除き、家財として取り扱って差し支えない。</p> <p>ハ 所得税法施行令第6条第3号から第7号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産</p> <p>(4) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十五) その他の財産」に該当する。</p> <p>イ 規則第12条第2項に規定する「保険(共済を含む。)の契約に関する権利」</p> <p>(注) 規則第12条第2項に規定する「保険(共済を含む。)の契約に関する権利」の意義については、5-5(1)参照。</p> <p>ロ 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」</p> <p>(注) 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金」の意義については、5-6(1)参照。</p> <p>ハ 規則第12条第3項第3号に規定する「民法第667条第1項に規定する組合契約」又はこれに類する契約に基づく出資</p>	<p>(規則別表第三(六)、(十一)、(十四)、(十五)の財産の例示)</p> <p>6の2-2</p> <p>(1) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(六) 有価証券」に該当する。</p> <p>イ 質権又は譲渡担保の対象となっている有価証券</p> <p>ロ 規則第12条第2項に規定する「株式に関する権利(株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。)」のうち新株予約権</p> <p>(注) 規則第12条第2項括弧書に規定する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」のうちその年の12月31日が権利行使可能期間内に存しないものについては、財産債務調書への記載を要しないことに留意する。</p> <p>また、「その他これに類する権利」には、株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、株式無償交付期待権が含まれる。</p> <p>(2) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十一) 未収入金(受取手形を含む。)」に該当する。</p> <p>イ 売掛金</p> <p>ロ その年の12月31日において既に弁済期が到来しているもので、同日においてまだ収入していないもの(未収法定果実、保険金、退職手当金等)</p> <p>(3) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十四) (四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産」に該当する。</p> <p>イ 所得税法施行令第3条《棚卸資産の範囲》に掲げる財産</p> <p>ロ 家財(規則別表第三に規定する「(十二) 書画骨とう及び美術工芸品」及び「(十三) 貴金属類」を除く。)</p> <p>(注) 貴金属類のうち、いわゆる装身具として用いられるものは、その用途が事業用であるものを除き、家財として取り扱って差し支えない。</p> <p>ハ 所得税法施行令第6条第3号から第7号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産</p> <p>(4) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十五) その他の財産」に該当する。</p> <p>イ 規則第12条第2項に規定する「保険(共済を含む。)の契約に関する権利」</p> <p>(注) 規則第12条第2項に規定する「保険(共済を含む。)の契約に関する権利」の意義については、5-5(1)参照。</p> <p>ロ 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」</p> <p>(注) 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金」の意義については、5-6(1)参照。</p> <p>ハ 規則第12条第3項第3号に規定する「民法第667条第1項に規定する組合契約」又はこれに類する契約に基づく出資</p>

(注) 規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する「その他これらに類する契約に基づく出資」の意義については、5—6(2)参照。

ニ 規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する「信託に関する権利」

(注) 規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する「信託に関する権利」の意義については、5—6(3)参照。

ホ 規則第 13 条第 3 号に規定する「特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権その他これらに類するもの」

ヘ 財産的価値のある仮想通貨（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 5 項に規定する「仮想通貨」等）

(注) 規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する「その他これらに類する契約に基づく出資」の意義については、5—6(2)参照。

ニ 規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する「信託に関する権利」

(注) 規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する「信託に関する権利」の意義については、5—6(3)参照。

ホ 規則第 13 条第 3 号に規定する「特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権その他これらに類するもの」

表1 (国外財産調書合計表)

税務署長
年 月 日

平成 年 2月31日分 国外財産調書合計表

住所 (又は 事業所 事務所 邸など)	〒	個人番号
		フリガナ
		氏名
	性別 職業	電話番号 (自宅・勤務先・携帯)
生年月日	財産債務調書の提出有	整理番号

提出用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑥欄から⑧欄への記載は要しません。

財産の区分	価額又は取得価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地 ①		未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫	
建物 ②		取得価額 ㉑	
山林 ③		貸付金 ⑬	
現金 ④		未収入金 ⑭	
預貯金 ⑤		書画骨とう品美術工芸品 ⑮	
有価証券 (特定有価証券を除く)	上場株式 ⑥	貴金属類 ⑯	
	取得価額 ㉒	動産 (⑬、⑮、⑯以外) ⑰	
	非上場株式 ⑦	保険の契約に関する権利 ⑱	
	取得価額 ㉓	株式に関する権利 ⑲	
株式以外の有価証券 ⑧	その他の財産 ⑳		
取得価額 ㉔	組合等に対する出資 ㉑		
特定有価証券※ ⑨	信託に関する権利 ㉒		
匿名組合契約の出資の持分 ⑩	無体財産権 ㉓		
取得価額 ㉕	その他の財産 (上記以外) ㉔		
未決済信用取引等に係る権利 ⑪	合計額 ㉕		
取得価額 ㉖			

備考 ※訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。

税理士 署名押印	通信日付印	確認印	異動年月日	身元確認
	枚数	区分		
電話番号				

表1 (国外財産調書合計表)

税務署長
年 月 日

平成 年 2月31日分 国外財産調書合計表

住所 (又は 事業所 事務所 邸など)	〒	個人番号
		フリガナ
		氏名
	性別 職業	電話番号 (自宅・勤務先・携帯)
生年月日	財産債務調書の提出有	整理番号

提出用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑥欄から⑧欄への記載は要しません。

財産の区分	価額又は取得価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地 ①		未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫	
建物 ②		取得価額 ㉑	
山林 ③		貸付金 ⑬	
現金 ④		未収入金 ⑭	
預貯金 ⑤		書画骨とう品美術工芸品 ⑮	
有価証券 (特定有価証券を除く)	上場株式 ⑥	貴金属類 ⑯	
	取得価額 ㉒	動産 (⑬、⑮、⑯以外) ⑰	
	非上場株式 ⑦	保険の契約に関する権利 ⑱	
	取得価額 ㉓	株式に関する権利 ⑲	
株式以外の有価証券 ⑧	その他の財産 ⑳		
取得価額 ㉔	組合等に対する出資 ㉑		
特定有価証券※ ⑨	信託に関する権利 ㉒		
匿名組合契約の出資の持分 ⑩	無体財産権 ㉓		
取得価額 ㉕	その他の財産 (上記以外) ㉔		
未決済信用取引等に係る権利 ⑪	合計額 ㉕		
取得価額 ㉖			

備考

税理士 署名押印	通信日付印	確認印	異動年月日	身元確認
	枚数	区分		
電話番号				

表2 (財産債務調書合計表)

税務署長 平成 年 月 日 平成 年12月31日分 財産債務調書合計表

住所 (又は事務所 事務所) 〒 個人番号 氏名 性別 職業 電話番号 (自宅・勤務先・携帯) 整理番号

提出用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑥欄から⑧欄への記載は要しません。

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 (④、⑤、⑥以外) ⑰	
現金 ④		保険の契約に関する権利 ⑱	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑲	
有価証券		の預託金等 ⑳	
特定有価証券を除く		他の組合等に対する出資 ㉑	
上場株式 ⑥		の信託に関する権利 ㉒	
取得価額 ㉗		の無体財産権 ㉓	
非上場株式 ⑦		の仮想通貨 ㉔	
取得価額 ㉘		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
株式以外の有価証券 ⑧		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
取得価額 ㉙		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
特定有価証券※ ⑨		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
匿名組合契約の出資の持分 ⑩		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
取得価額 ㉚		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
未決済信用取引等に係る権利 ⑪		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
取得価額 ㉛		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
取得価額 ㉜		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
貸付金 ⑬		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
未収入金 ⑭		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
		債務の区分	債務の金額
		借入金 ⑳	
		未払金 ㉑	
		その他の債務 ㉒	
		債務の金額の合計額 ㉓	

備考 ※訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。

税理士署名押印 整理番号 異動年月日 異動理由

表2 (財産債務調書合計表)

税務署長 平成 年 月 日 平成 年12月31日分 財産債務調書合計表

住所 (又は事務所 事務所) 〒 個人番号 氏名 性別 職業 電話番号 (自宅・勤務先・携帯) 整理番号

提出用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑥欄から⑧欄への記載は要しません。

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 (④、⑤、⑥以外) ⑰	
現金 ④		保険の契約に関する権利 ⑱	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑲	
有価証券		の預託金等 ⑳	
特定有価証券を除く		他の組合等に対する出資 ㉑	
上場株式 ⑥		の信託に関する権利 ㉒	
取得価額 ㉗		の無体財産権 ㉓	
非上場株式 ⑦		の仮想通貨 ㉔	
取得価額 ㉘		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
株式以外の有価証券 ⑧		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
取得価額 ㉙		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
特定有価証券※ ⑨		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
匿名組合契約の出資の持分 ⑩		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
取得価額 ㉚		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
未決済信用取引等に係る権利 ⑪		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
取得価額 ㉛		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
取得価額 ㉜		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
貸付金 ⑬		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
未収入金 ⑭		のその他の財産 (上記以外) ㉕	
		債務の区分	債務の金額
		借入金 ⑳	
		未払金 ㉑	
		その他の債務 ㉒	
		債務の金額の合計額 ㉓	

備考

税理士署名押印 整理番号 異動年月日 異動理由

附則（平 30 課総 9－167）

（経過的处理）

この法令解释通達による改正後の表 1 及び表 2 の取扱いは、平成 32 年 1 月 1 日以後に提出する国外財産調書及び財産債務調書について適用し、同日前に提出した国外財産調書及び財産債務調書については、なお従前の例による。